第二十二条第一項中「又は建設事業主団体雇用改善推進助成金」を「、建設事業主団体雇用改善推進助成金又は建設業人材育成支援助成金」に改め、同条第三項中「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「雇保則第百十八条の三第一項に規定する精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「中小企業人材確保推進事業助成金」の下に「（以下「中小企業人材確保推進事業助成金」という。）を加え、「又は建設教育訓練助成金」を「、建設教育訓練助成金又は建設業人材育成支援助成金」に改め、同条第四項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、同条に次の一項を加える。

5　建設業人材育成支援助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、中小企業人材確保推進事業助成金、広域団体認定訓練助成金の支給若しくは認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、建設教育訓練助成金又は建設事業主団体雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、建設業人材育成支援助成金は支給しないものとする。

第二十三条及び二十三条の二中「第十項」を「第十一項」に、「及び建設事業主団体雇用改善推進助成金」を「、建設事業主団体雇用改善推進助成金及び建設業人材育成支援助成金」に改める。

（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第九十九号）附則第二条第十四項中「よる。」の下に「ただし、第三条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十七条の規定は、適用しない。」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（雇用保険法施行規則附則第十七条の四の四及び附則第十七条の四の五第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条は、平成二十二年七月一日から施行する。

（雇用安定事業等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第三項第一号ハ又は第二号ハの休暇を与えた事業主に対する同条第一項の求職活動等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百二条の五第三項第一号ハ又は第二号ニに規定する再就職に係る支援の委託を行った事業主に対する同条第一項の再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百四条第二項第一号イに該当することとなった事業主に対する同項の中小企業定年引上げ等奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百四条第五項第一号ロの規定に基づく確保措置導入等計画を作成した事業主については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧雇保則第百十条の二第二項第一号の法人の設立の登記をした事業主に対する同項の高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧雇保則第百十条の二第三項第一号イの届出を行った事業主に対する同条第一項の受給資格者創業支援助成金の支給については、なお従前の例による。

7　施行日前に旧雇保則第百十条の三第一項第一号ロ(1)(ii)又は(2)に規定する雇入れを実施した事業主に対する同項の試行雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に旧雇保則第百十条の三第一項第一号イ(4)に掲げる者を期間を定めて雇い入れた事業主に対する旧雇保則第百十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧雇保則第百十六条第三号イに該当する事業主に対する同条の育児・介護雇用安定等助成金（同号イ及びロの短時間勤務制度の実施についての助成金に限る。）の支給については、なお従前の例による。

10　施行日前に中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第四条第一項の認定の申請を行った事業主に対する旧雇保則第百十八条第一項の中小企業人材能力発揮奨励金の支給については、なお従前の例による。

11　施行日前に前項の認定の申請を行った事業主に対する旧雇保則第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金の支給については、なお従前の例による。

12　施行日前に旧雇保則第百十八条第十一項第一号イ(1)に規定する雇入れを行った事業主に対する同条第一項の中小企業雇用安定化奨励金の支給については、なお従前の例による。ただし、当該事業主が施行日後にこの省令による改正後の雇用保険法施行規則第百十八条第十項第一号イ(1)に規定する雇入れを行った場合における当該雇入れに係る中小企業雇用安定化奨励金の支給については、この限りでない。

13　施行日前に旧雇保則第百十八条第十一項第一号ロ(1)に規定する通常の労働者と共通の処遇制度の有期契約労働者への適用又は同号ハ(1)に規定する通常の労働者と共通の教育訓練制度の有期契約労働者への適用を行った事業主に対する同条第一項の中小企業雇用安定化奨励金の支給については、なお従前の例による。

14　施行日前に旧雇保則附則第十五条の四第二項第三号の届出を行った事業主に対する同条第一項の残業削減雇用維持奨励金の支給については、なお従前の例による。

15　施行日前に雇用対策法第二十五条第一項の規定により再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出した事業主に対する旧雇保則附則第十五条の六第一項の離職者住居支援給付金の支給については、なお従前の例による。

16　施行日前に雇用保険法施行規則第百四条第二項の規定により通年雇用奨励金の支給を受けることができることとなった事業主に対する通年雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

17　施行日前に旧雇保則附則第十七条の三第二項第一号イに該当する事業主に対する同条第一項の中小企業子育て支援助成金の支給については、なお従前の例による。

18　施行日前に旧雇保則附則第十七条の七第一項の規定により読み替えて適用する旧雇保則第百二十五条第二項の規定により訓練等支援給付金を受けることができることとなった事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

19　施行日前に旧雇保則附則第十七条の七第四項の規定により中小企業雇用創出等能力開発助成金を受けることができることとなった事業主に対する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

20　施行日前にこの省令による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条第三項第四号の区分により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

21　施行日前にこの省令による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十一条の規定により建設雇用改善助成金を受けることができることとなった事業主に対する建設雇用改善助成金の支給については、なお従前の例による。

第三条　第一条中雇用保険法施行規則第十七条の四の五の改正規定の施行前に旧雇保則附則第十七条の四の五の規定により特例子会社等設立促進助成金を受けることができることとなった事業主に対する特例子会社等設立促進助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六条第五号、第七条、第四十三条第一項及び第二項、並びに第五十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条の二」に、「第八十一条」を「第八十一条の二」に改める。

第一条第五項第一号中「法第六条第一号の三」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改め、同項第三号中「雇用された」の下に「又は継続して三十一日以上雇用された」を加える。